

デジタル技術 導入支援事業補助金

令和7年4月1日以降に
取り組んだ事業が対象

エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内企業のデジタル技術導入による経営改善の取組みを支援します。

対象者

市内に本社や主たる事業所を有する事業者

補助率等

補助率1/2
補助上限額20万円

対象経費

経営改善の取組みに資するデジタル技術導入に係る経費
機械装置及びシステム等費用、クラウド使用料、借料、
委託料、外注費 など ※消費税は補助対象外。

申請受付

令和7年6月2日～（申請が予算額に達するまで）

活用例

訴求効果の高い商品PR
のため
デジタルサイ
ネージ導入



人手不足対策
として配膳
ロボットを導入



製造工程効率化
のため
3Dプリンター
導入



人手不足対策
として
セルフレジを
導入

情報発信や販売
の効率化のため
アプリ開発やEC
サイトを構築

事務効率向上のため
業務改善ソフトや
クラウドサービスを
導入

など・・・

裏面の留意事項もご覧ください

【お問い合わせ先】

十日町市役所 産業政策課 産業振興係

電話：025-757-3139 / Mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp



留意事項・申請方法・完了報告

区分	内容
留意事項	①専門家の指導を受ける場合は、指導（助言）を受けただけでは対象となりません。指導を受けて、自社に適した機械等を導入するなど、成果まで取り組む事業を申請してください。 ②すでに機械・システムで処理している業務において、老朽化により新たな機器に入れ替える場合は対象となりません。 ③令和7年4月1日以降に取り組んだ事業が対象となります。また、申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を終了させていただきます。 ④同一年度内における申請は1回限りです。 ⑤令和8年2月28日までに補助事業の実施、支払いまで完了させ、事業内容のわかる成果物を市へ提出してください。 ⑥消費税は補助対象外となります。 ⑦他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますので、補助金を併用する場合は、事前に補助機関にご確認ください。
補助金の申請方法	事業開始前に、①～④を市役所産業政策課へ提出してください。 ①補助金交付申請書 ②事業実施計画書 ※ ①②については、十日町市ホームページからダウンロードしてください。 ③事業内容・対象経費がわかる見積書、パンフレット、図面類の写し ④市税の納税証明請求書 ※本庁税務課・支所地域振興課にて有料（350円）で発行します。
事業の完了報告	事業完了後、①～④を市役所産業政策課へ提出してください。 ①補助金実績報告書兼請求書 ②事業完了報告書 ※①②については、十日町市ホームページからダウンロードしてください。 ③対象経費の額がわかる請求書と領収書の写し ④取り組んだ内容がわかる書類 ※導入した機械の写真や成果がわかる資料など
(参考) 新潟県のDX相談窓口	にいがた産業創造機構（NICO）は、デジタル化に取り組む県内企業を支援するため、「DX総合相談窓口」を開設しました。DXコンシェルジュが、企業のデジタルに関する困りごとを解決するお手伝いをします。 【お問合せ先】にいがた産業創造機構 デジタル化支援チーム 電話：025-246-0069